

## 2021年（令和3年）第12回総会議事録

- 1 告示年月日 2021年（令和3年）11月16日（火）
- 2 通知年月日 2021年（令和3年）11月16日（火）
- 3 開催年月日 2021年（令和3年）11月30日（火）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号  
福山市役所 3階 小会議室
- 5 付議事項  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第4号 非農地証明について  
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について  
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積  
計画案の決定について  
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積  
計画案の決定について（農地中間管理事業）  
議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農  
用地利用配分計画案に対する意見決定について
- 6 報告事項  
農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員  
1番 佐藤 眞子 2番 上田憲一郎 3番 土屋 智樹 4番 野田 幸男  
5番 寶諸 孝也 6番 谷邊 博人 7番 岡本 卓也 8番 小林 輝仁  
9番 石井 洋子 10番 安原 理雄 11番 下江 京子 13番 山本 明  
14番 須藤 薫雄 15番 谷本 耕造 以上14名
- 8 欠席委員  
12番 河村 昇 以上1名
- 9 その他の出席者  
0名

10 事務局出席職員

事務局長	宮谷 誘治	事務局専門員	延平 光雄
事務局次長	瀧川 滋雄	事務局	三好 千鶴
松永出張所	花田 宏	北部出張所	藤井 裕美
神辺出張所	杉原 信広		

以上7名

11 議事内容

午前 10時00分

事務局長	ただいまから、2021年（令和3年）第12回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷邊会長，会議の進行をお願いします。
会 長	— 開会挨拶 —
会 長	それでは，会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議 長	最初に，総会の成立を申し上げます。
議 長	委員総数15名のうち，出席委員14名，欠席委員1名，在任委員の過半が出席ですので，本会議は成立します。
議 長	続いて，会議規則第10条の規定により，議事録署名委員の指名を行います。 議席番号8番 小林 輝仁委員と議席番号15番 谷本 耕造職務代理者をお願いします。
議 長	議事に入る前に，議案の訂正等があれば，事務局より説明してください。
事務局	2021年（令和3年）第12回総会議案書 追加・訂正事項等について説明します。 議案書(別冊)6ページ7番の渡人欄の「神村町3197番地 橘高 徹」を「神村町3197番地2 橘高 浩二外2人」に訂正。同じく備考欄に「渡人：橘高浩二，橘高恵美子，佐藤薫」を追加。 次に29ページ1番の利用目的欄の「田」を「畑」に訂正。以上です。
議 長	それでは，議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する

議 長	<p>処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1 番 佐藤	<p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では11月24日午前9時15分からの現地調査に続き、午前11時15分から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名中全員の出席により、議案第1号2件、議案第2号1件、議案第3号3件、議案第4号1件、議案第6号1件合計8件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1頁1番から2番について報告します。</p> <p>1番は、春日町大字宇山の2筆418㎡、登記地目：田、現況地目：畑を春日町宇山の渡人から、同町の受人が申請地を譲り受け、経営規模拡大するものです。</p> <p>場所は、春日小学校から北西へ1,060mです。</p> <p>2番は、木之庄町一丁目の渡人から久松台三丁目の受人が木之庄町二丁目の申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>場所は、福山葦陽高等学校から南へ380mです。</p> <p>いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題なく、必要な農機具も確保されており、下限面積も超えているので許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長  委 員 4番 野田	<p>西部地区の報告をお願いします。</p> <p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、11月25日の午後1時00分からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名全員の出席により、議案第1号3件、議案第3号3件、議案第4号1件、議案第5号1件、議案第6号44件、議案第7号1件、議案第8号1件、合計54件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3番から5番について報告します。</p> <p>3番は、瀬戸町の受人が、埼玉県川越市の渡人から申請地の贈与を受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>4番は、沼隈町の受人が、横浜市の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>5番は、熊野町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p>

<p>委員 4番 野田 続き 議長</p>	<p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p> <p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、11月25日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所1階11会議室で協議会を開催しました。委員7名全員の出席により、議案第1号3件、議案第3号1件、議案第4号4件、議案第6号18件、合計26件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の6番から8番について報告します。</p> <p>6番は、本郷町の受人が、同居の母親から贈与により譲受け、野菜を栽培する計画です。</p> <p>7番と8番は関連案件です。松永町三丁目の受人が、7番で神村町の渡人と使用貸借権を設定し、8番で神村町の渡人から譲受け、新規就農を行うもので、野菜を栽培する計画です。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長  委員 10番 安原</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p> <p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、11月25日の午前11時15分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名のうち、全員出席により、議案第1号3件、議案第3号3件、議案第4号3件、議案第6号23件、議案第7号3件、議案第8号1件の合計36件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊3ページの9番から11番について報告をします。</p> <p>9番は、神辺町の受人が、横浜市の渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>10番は、神村町の渡人から、駅家町の受人に、申請地の持ち分を遺贈す</p>

<p>委員 10番 安原 続き</p>	<p>るもので、受人は、水稻を栽培するものです。</p> <p>11番は、新市町の受人が、同町の渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>いずれの案件も、受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、11月25日、午前9時から現地調査を行い、午前9時40分から、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名中6名の出席により、議案第1号1件、議案第3号2件、議案第6号28件、議案第7号1件、議案第8号1件の合計33件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」3ページ12番について報告します。</p> <p>12番は、西中条の譲受人が、自宅周辺に近い西中条の田、3筆 合計4,406㎡について、高齢となり労力不足となった川南の譲渡人から譲り受けて、水稻の栽培をして経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>申請農地、営農計画に問題はなく、受人は農業経験もあり、必要な農機具・労働力も確保され、下限面積も満たしていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 質問等なし —
議長	質問等がないようですので、採決します。 議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。
議長	次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。
議長	東部地区の報告をお願いします。
委員 1番 佐藤	議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1頁1番について報告します。 1番は、木之庄町二丁目の申請人が、御幸町大字上岩成の申請地を露天駐車場に整備するものです。 場所は、中国中央病院から北西へ120mです。 現地調査をしましたが、日照・排水等周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。
議長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第2号の1番は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の

	<p>要件を満たしており，申請は，適正かつ適法であり，事業規模からみて適切な面積で，周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお，議案第2号には，常設審議委員会への意見聴取案件はございません。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので，採決します。</p> <p>議案第2号について，原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により，議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>次に，議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委員 1番 佐藤	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5頁1番から3番について報告します。</p> <p>1番は，引野町北三丁目の渡人から，千田町三丁目の受人が，千田町大字千田の申請地を賃借し露天駐車場に整備するものです。</p> <p>場所は，千田小学校から南東へ1，130mです。</p> <p>2番は，御幸町大字上岩成の渡人から，神辺町大字川南の受人である法人が御幸町大字上岩成の申請地を譲受け，建売住宅9棟を建築するものです。</p> <p>場所は，中国中央病院から北東へ390mです。</p> <p>3番は，御幸町大字上岩成の渡人から，駅家町大字弥生ヶ丘の受人が御幸町</p>



<p>委員 1番 佐藤 続き 議長</p>	<p>大字上岩成の土地を譲受け、長屋住宅2棟を建築するものです。 場所は、中国中央病院から北西350mです。 現地調査をしましたが、いずれも、日照・排水等周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4番から6番について報告します。</p> <p>4番は、瀬戸町の受人が、赤坂町の渡人から申請地を譲り受け、農耕用の進入路として整備するものです。 場所は、国道2号早戸ランプの東、約100メートルです。</p> <p>5番は、南手城町の法人が、城見町の渡人から申請地を譲り受け、建売住宅2棟を建築するものです。 場所は、津之郷小学校の北東、約400メートルです。</p> <p>6番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅1棟を建築するものです。 場所は、沼隈体育館の東、約200メートルです。</p> <p>なお、4番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 委員</p>	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の、7番について報告します。</p> <p>7番は、松永町六丁目の受人が、神村町の渡人から譲受け、貸露天資材置場を設置するものです。場所は、松永高校から、南東へ約350メートルのところです。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊6ページの8番から7ページの10番について報告します。</p> <p>8番は、駅家町の受人が、同町の渡人から申請地を譲受け、露天駐車場及び露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、動物愛護センターの西、約550メートルのところですか。</p> <p>9番は、広島市の受人が、新市町の渡人から申請地を譲受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>場所は、常金丸小学校の北、約700メートルのところですか。</p> <p>10番は、大阪市の受入である法人が、新市町の渡人から申請地を譲受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>場所は、常金中学校の南、約450メートルのところですか。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」7ページ11番と12番について報告します。</p> <p>11番は、川南の建築土木工事業を営む法人が、川北の田1筆1、183㎡を川北の譲渡人から譲り受けて、周辺で需要のある建売住宅4棟を建築供給するものです。</p> <p>12番は、府中市で不動産賃貸業を営む法人が、道上の田1筆1、163㎡を道上の譲渡人から譲り受けて、周辺で需要のある長屋住宅2棟を建築供給するものです。</p> <p>現地調査を行いました。いずれも日照・排水について支障なく、転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号の11番は市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にあり、その規模が10ヘクター</p>

<p>事務局 続き</p>	<p>ル未満であると認められるため、 また、12番はJR福塩線道上駅からおおむね500メートル以内に存在するため第2種農地として判断されます。 その他の案件は、農用区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 なお、議案第3号には、常設審議委員会への意見聴取案件はございません。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 1番 佐藤</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」の8頁1番について、報告します。 1番は、東深津町四丁目の申請人で、東深津町四丁目の申請地を1980年(昭和55年)から住宅敷地として利用しております。 場所は、深津小学校から南西へ370mです。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」の2番について報告します。 神戸市の申請人が、昭和55年頃から事業所敷地として利用し、現在に至っております。 場所は、福山市農水産物加工センターの至近です。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の3番から6番について報告します。 3番は、申請人が、昭和61年ころから耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、盗人池から東へ約580メートルから約680メートルのところです。 4番は、申請人が、昭和50年ころから耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、神原池から北東へ約160メートルのところです。 5番は、申請人が、昭和48年頃から宅地として利用していたものです。場所は、神村小学校から南へ約360メートルのところです。 6番は、申請人が、昭和60年ころから耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、岩川池から西へ約240メートル、南東へ約85メートル、東へ220メートルのところです。 なお、3番、4番、6番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10番 安原	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の別冊10ページの7番から9番について報告します。</p> <p>7番は、芦田町の申請人が、昭和61年頃から、進入路として利用し現在に至ります。場所は、芦田中学校の南東、約1キロメートルのところです。</p> <p>8番は、加茂町の申請人が、昭和28年頃から、住宅敷地として利用し現在に至ります。場所は、服部南保育所の北、約1キロメートルのところです。</p> <p>9番は、野上町三丁目の申請人が、昭和52年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、540-1は山林に、残る4筆は原野となっております。場所は、常金中学校の北東、約4キロメートルのところです。</p> <p>なお、8番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。 以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
1委 員	— 質問等なし —
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり決定します。</p>
議 長	次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を

議 長 続 ぎ	上程します。 西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野 田	<p>議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の 1 番について報告します。</p> <p>津之郷町の相続人である子が、同町の申請地の田 2 筆 1, 2 4 9 m<sup>2</sup>を相続税の納税猶予特例適用の申請農地として利用するものです。</p> <p>申請農地は耕作されており、農地として適正に管理されています。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 質 問 等 な し —
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第 5 号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	<p>全員挙手により、議案第 5 号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1 番 佐 藤	<p>議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の 1 番について報告します。</p> <p>1 番は、新規で千田町大字千田の畑 1 筆 2 7 8 m<sup>2</sup>で千田町二丁目の貸付人から同町の借受人が借受けて野菜を栽培するものです。</p> <p>担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、農用地利用集</p>

	<p>積計画として適当であると判断しました。 以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員 4番 野田</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p> <p>議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の2番から45番について報告します。</p> <p>合計で、44件、73筆、面積6万195平方メートルです。</p> <p>地目別では、</p> <p>田：56筆、3万4千271平方メートル、</p> <p>畑：17筆、2万5千924平方メートルです。</p> <p>新規・更新の別では、</p> <p>新規分 22件、30筆、2万8千44平方メートル</p> <p>更新分 22件、43筆、3万2千151平方メートルです。</p> <p>担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員 7番 岡本</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p> <p>それでは、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の46番から63番について報告します。合計で、18件、31筆、面積14,811㎡です。</p> <p>地目別では、田：28筆、14,393㎡、</p> <p>畑： 3筆、 418㎡です。</p> <p>新規・更新の別では、新規分7件、8筆、5,694㎡と更新分が11件、23筆、9,117㎡です。</p> <p>担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。 以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員 10番 安原</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p> <p>それでは、 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の別冊21ページの64番から24ページの86番について報告します。</p> <p>全体で、件数23件、筆数33筆、面積26,733平方メートルです。</p> <p>内訳は、新規分が、件数13件、筆数19筆、面積13,353平方メートル、更新分が、件数10件、筆数14筆、面積13,380平方メートルとなっております。</p>

<p>議 長</p>	<p>地目別では、田が、27筆、22,852平方メートルで、 畑が、6筆、3,881平方メートルです。 担当委員から調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれの案件も、農用地利用集積計画案として適当であると判断しました。以上です。</p> <p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 13番 山本</p>	<p>議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」24ページ87番から28ページ114番について報告します。</p> <p>合計で、28件、42筆、面積4万6,950㎡です。 登記地目別は、全て田です。 新規・更新の別では、新規10件 20,347㎡、 更新18件 26,603㎡です。</p> <p>担当委員による調査、報告があり、協議会で審議しましたが、いずれも農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めるものです。</p> <p>議案書（別冊）の12ページから28ページに114件の案件を上程しています。</p> <p>この内、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の「解除条件付き貸借」は、21ページ68番、22ページ70番と71番、23ページ82番と83番、24ページ84番であり、それぞれの法人が貸借権を農地の所有者と設定するものです。</p> <p>また、「新規就農促進措置」は、12ページ1番、22ページ73番、23ページ79番で、経営面積が1,000平方メートル未満ですが、1筆を単位として利用権設定を行うものです。</p> <p>本計画案は、9月30日を締切りとして、114件、180筆、148,967平方メートルの申し出がありました。</p>



事務局 続き	全ての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から4号の各号の各要件を満たしています。
議長	これより質疑に入りますが、議案第6号には、實諸孝也委員、安原理雄委員、下江京子委員、須藤薫雄委員の関係する案件が含まれますので、「農業委員会等に関する法律第31条」の議事参与の制限の規定により退席をお願いします。
委員	(實諸孝也委員、安原理雄委員、下江京子委員、須藤薫雄委員が退席)
議長	それでは、発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —
議長	質問等がないようですので、採決します。 議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第6号は原案のとおり決定します。
議長	採決が終わりましたので、實諸孝也委員、安原理雄委員、下江京子委員、須藤薫雄委員はご着席ください。
議長	次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について(農地中間管理事業)」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。

<p>委員 4番 野田</p>	<p>議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業）」の1番について報告します。</p> <p>多治米町の貸付人から、農地中間管理機構が使用貸借による農地中間管理権を設定して、畑1筆を借受けるものです。</p> <p>当該農地に問題はなく、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業）」の別冊29ページの2番から4番について報告します。</p> <p>2番から4番は、2番と3番で駅家町の貸付人と4番で曙町三丁目の貸付人から、広島県森林整備・農業振興財団（農地中間管理機構）が、使用貸借による農地中間管理権を設定して借受けるものです。</p> <p>内訳は、件数3件、筆数3筆、地目はいずれも田で、面積5,816平方メートルです。担当委員から調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれの案件も、農用地利用集積計画案として適当であると判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業）」の29ページ5番について報告します。</p> <p>貸付希望者から農地中間管理機構が、計画対象農地に中間管理権を設定して借り受けるもので、5番の内訳は、件数1件、筆数3筆、賃借によるもので、面積は3,877㎡で、地目は田です。</p> <p>当該農地に問題はなく、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）として適当であると判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明等があればしてください。</p>

事務局	<p>議案第7号は、農地中間管理機構である広島県森林整備・農業振興財団に転貸することを目的とした利用権を設定するものです。</p> <p>農用地利用集積計画の決定により機構は中間管理権を取得することになります。</p> <p>5件、7筆、10,663平方メートルの申し出がありました。</p> <p>利用権の設定期間は、令和3年12月31日から令和13年12月31日までです。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第7号は原案のとおり決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委員 4番 野田	<p>議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の1番については、計画案に意見、異議等はありません。以上です。</p>

議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10番 安原	それでは、議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の別冊30ページの2番の計画案については、異議等はありません。以上です
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員 13番 山本	<p>議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の30ページ3番について報告します。</p> <p>3番は、周辺の農地を集約している上御領の法人が農地中間管理機構を通じて賃借権で対象農地を借り受けて、水稻の栽培をする計画です。計画案に意見、異議はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第8号については、福山市から計画案に対する意見を求められたものです。</p> <p>農用地利用配分計画は、農地中間管理機構へ利用権を設定した農地を機構が、転貸を行う際に作成する計画で、県知事の認可、公告後、利用権の設定が行われます。</p> <p>利用権の期限は県の公告日の翌日から令和13年12月31日までとなります。</p>
議 長	これより質疑に入りますが、議案第8号には、山本明委員の関係する案件が含まれますので、「農業委員会等に関する法律第31条」の議事参与の制限の規定により退席をお願いします。
委 員	(山本明委員が退席)

議 長	発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第8号について、意見・異議がないことを福山市へ回答することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第8号は意見・異議がないことを福山市へ回答します。
議 長	採決が終わりましたので、山本明委員はご着席ください。
議 長	次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の31ページから35ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、19件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、36ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、37ページから43ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条7件、5条41件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、44ページの「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」です。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、転用目的が農業用施設であり、かつ転用面積が2アール未満の場合、農地法第4条の「農地の転用の制限」の例外規定の適用を受けられます。1件の届出があり、現地確認の結果、</p>

<p>事務局 続き</p>	<p>農業用倉庫であることを確認しました。</p> <p>次に、45ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が賃借権を設定し転用するものです。認定電気通信事業者が行う、通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地転用の制限の例外となります。1件の協議書を受理しています。</p> <p>次に、46ページと47ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が10件ありました。</p> <p>次に、48ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から5件の照会があり、農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に、49ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、3件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等もないようですので、以上をもちまして2021年（令和3年）第12回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は12月28日開催の予定です。</p>
<p>事務局長</p>	<p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>気をつけてお帰りください。</p>

午前10時50分閉会